

放送統一機構に対して行う各種求めに関する手続、苦情処理の手続、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これをＣＳ障害者放送統一機構ホームページに公表します。(URL:www.medekiku.co.jp/)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、利用目的の達成に必要な範囲において、受信契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する受信契約者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 1 7 条

(受信契約者個人情報の利用目的等)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、次に掲げる目的で、受信契約者個人情報を取り扱います。なお、第四号及び第十号に規定する目的での利用については、当該目的での利用停止の求めを受けたときは、利用停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止を行うことが困難な場合を除き、ＣＳ「目で聴くテレビ」の提供に支障がない範囲で遅滞なく利用を停止します。
 - 有料通信契約の締結及び継続に関すること
 - ＣＳ「目で聴くテレビ」の受信契約に係る限定受信システムによる受信制御に関すること
 - 有料通信料金等の請求及び収納
 - ＣＳ「目で聴くテレビ」に関連する情報の提供(番組等に関するお知らせ、放送内容に関連した情報提供、ＣＳ障害者放送統一機構が提供する有料通信サービスの紹介、ＣＳ障害者放送統一機構が発行する番組表などの送付)
 - 本人に対する通知、連絡
 - 本人からの問い合わせ、苦情等に対する応対
 - ＣＳ「目で聴くテレビ」の向上を目的とした視聴者調査
 - 受信装置、受信機の設置及びアフターサービス
 - ＣＳ「目で聴くテレビ」の視聴状況等に関する各種統計処理
 - 受信契約者に対する特典の提供
 - ＣＳ「目で聴くテレビ」の受信契約に関連しての第三者への提供(第 3 項に該当する場合に限ります。)
- ＣＳ障害者放送統一機構は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて、受信契約者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ＣＳ障害者放送統一機構は、保有する受信契約者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません(第三者への提供には、次条の規定により受信契約者個人情報を共同利用する場合及び第 1 9 条の規定により受信契約者個人情報の取扱いを委託する場合は含みません。)。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - 本人が書面等により同意した場合
 - 本人の求めに応じて当該受信契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、または個人情報取扱規程に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
 - 第三者への提供を利用目的とすること
 - 第三者に提供される受信契約者個人情報の項目
 - 第三者への提供の手段または方法
 - 本人からの求めに応じて当該受信契約者個人情報の第三者への提供を停止すること
- ＣＳ障害者放送統一機構は、本人から、ＣＳ障害者放送統一機構が保有する受信契約者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態においてあるとき、または本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ＣＳ障害者放送統一機構の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及

ぼすおそれがあるとき

第 1 8 条

(受信契約者個人情報の共同利用)

ＣＳ障害者放送統一機構が保有する受信契約者個人情報を他の者と共同して利用する場合は、共同して利用される受信契約者個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該受信契約者個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、個人情報取扱規程に定めます。

第 1 9 条

(受信契約者個人情報の取扱いの委託)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、受信契約者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。
- 前項の委託をする場合は、受信契約者個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の受信契約者個人情報の安全管理(以下「受信契約者個人情報の安全管理」といいます。)のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
- ＣＳ障害者放送統一機構は、第 1 項の委託先との間で、受信契約者個人情報の安全管理のために講じる措置、秘密の保持その他の必要な事項を内容とする適切な契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- 前項の契約には、第 1 項の委託先が受信契約者個人情報の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第 2 項及び第 3 項と同様の措置を講じる旨の内容を含めます。

第 2 0 条

(安全管理措置)

ＣＳ障害者放送統一機構は、受信契約者個人情報の安全管理のため、受信契約者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第 1 0 条から第 1 4 条までに定める措置を講じます。

第 2 1 条

(本人による開示の求め)

- 本人は、ＣＳ障害者放送統一機構に対し、個人情報取扱規程に定める手続により、ＣＳ障害者放送統一機構が保有する、本人に係る受信契約者個人情報の開示(受信契約者個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含みます。以下同じ。)の求めを行うことができます。
- ＣＳ障害者放送統一機構は、前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ。)当該情報を開示します。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を開示しないことがあります。
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ＣＳ障害者放送統一機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 他の法令に違反することとなる場合
- 前二項の規定にかかわらず、当該受信契約者個人情報の存在が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成 1 5 年政令第 5 0 7 号)第 3 条各号に該当することになる場合、または当該受信契約者個人情報が 6 か月以内に消去されるものである場合には、ＣＳ障害者放送統一機構は開示要求を拒否することができますものとします。
- ＣＳ障害者放送統一機構は、第 2 項ただし書及び前項の規定に基づき受信契約者個人情報の全部または一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、文書でその旨通知し、かつ、その理由を説明するよう努めるものとします。

第 2 2 条

(本人による利用停止等の求め)

- 本人は、ＣＳ障害者放送統一機構が保有する自己の受信契約者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、個人情報取扱規程に定める手続により、ＣＳ障害者放送統一機構に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
 - 受信契約者個人情報の内容が事実ではないという理由による受信契約者個人情報の訂正、追加または削除
 - 受信契約者個人情報が第 1 7 条第 1 項または第 2 項の規定に違反して取り扱われているという理由による受信契約者個人情報の利用の停止

または消去

- 受信契約者個人情報が第 1 7 条第 3 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由による受信契約者個人情報の第三者への提供の停止
- ＣＳ障害者放送統一機構は、前項の求めに理由があると認めたときには、遅滞なく、求めに応じた措置を講じます。ただし、前項第二号または第三号の場合において、求めに応じた措置を講じることが、多額の費用を要する場合その他困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- ＣＳ障害者放送統一機構は、前項により講じた措置の内容(措置を講じない場合はその旨)を本人に対し遅滞なく文書により通知し、かつその理由を説明するよう努めるものとします。

第 2 3 条

(本人確認と代理人による求め)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、第 1 7 条第 5 項、第 2 1 条第 1 項または第 2 2 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人または次項の代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に求める手続により行います。
- 本人は、第 1 7 条第 5 項、第 2 1 条第 1 項または第 2 2 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

第 2 4 条

(本人の求めに係る手数料)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、第 1 7 条第 4 項及び第 2 1 条第 1 項の求めを受けた場合は、別表第 4 号に定める手数料を請求します。
- 前項の手料は、ＣＳ障害者放送統一機構から本人(この項においては受信契約者に限ります。))に対して通知または開示をした月の有料通信料金と合わせて収納することができるものとします。
- 前二項に定める場合はほか手数料に係る手続は、個人情報取扱規程に定めます。

第 2 5 条

(苦情処理)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、受信契約者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に規定します。

第 2 6 条

(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

ＣＳ障害者放送統一機構は、第 1 7 条第 5 項、第 2 1 条第 1 項または第 2 2 条第 1 項に基づき求め、前条に基づき苦情、その他受信契約者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、次の窓口において受け付けます。
アドラゴンカスタマーセンター
住所：〒530-0044 大阪市北区東天満 2-7-1 2 スターポート
FAX: 06-4801-9316 TEL:06-4801-9730
(10:00～18:00/土日祝及び年末年始を除く)

第 2 7 条

(保存期間)

ＣＳ障害者放送統一機構は、保有する受信契約者個人情報の保存期間を別表第 5 号に定め、これを超えた受信契約者個人情報については、遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第 2 8 条

(受信契約者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

- ＣＳ障害者放送統一機構は、ＣＳ障害者放送統一機構が取り扱う受信契約者個人情報の漏えいがあった場合には、本人の連絡先が分からない場合等本人に連絡を取ることが困難な場合を除き、速やかに、その事実関係を本人に通知するよう努めます。
- ＣＳ障害者放送統一機構は、ＣＳ障害者放送統一機構が取り扱う受信契約者個人情報の漏えい、滅失またはき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき可能な限り公表するよう努めます。
- 前二項の規定は、通知または公表することにより、第 2 1 条第 2 項各号に該当する場合は、この限りではありません。

第 8 章 その他

第 2 9 条

(ＣＳ障害者放送統一機構の代理人等)

- 有料通信契約の申込み、解除及び支払わなければならない有料通信料金等有料通信契約に関するＣＳ障害者放送統一機構からの通知は、特段の記載のない限りＣＳ障害者放送統一機構が指定する者が行うものとします。
- ＣＳ障害者放送統一機構が、受信契約者にＣＳ「目で聴くテレビ」を提供するために、有料通信契約の申込みの取り次ぎ、料金請求等の業務を委託しているときにおいては、当該業務委託先は、ＣＳ障害者放送統一機構と受信契約者の特定取引(放送、通信等に係る取引であって、ＣＳ障害者放送統一機構が受信契約者の当該取引における利便を図ることが必要かつ適当と認めて指定する取引をいいます。)先の料金請求・収納業務及びこれに付随する業務を同時に行うことがあります。

第 3 0 条

(権利の譲渡)

受信契約者は、有料通信契約上の権利、義務その他有料通信契約上の地位の全部または一部について譲渡、買入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

第 3 1 条

(契約上の地位の承継)

- 相続により、受信契約者の有料通信契約上の地位は承継されるものとします。
- 受信契約者の有料通信契約上の地位を承継した者(以下「承継者」といいます。)は、速やかにＣＳ障害者放送統一機構が指定する方法により承継の事実及びＣＳ障害者放送統一機構の指定する事項をＣＳ障害者放送統一機構またはＣＳ障害者放送統一機構が指定する者に通知しなければなりません。

付則

本約款は 2 0 0 8 年 3 月 1 日より施行します。

別表第 1 号(第 8 条関係)

有料通信時間 週 3 日間・2 2 時間以上

別表第 2 号(第 1 1 条関係)

料金

- 有料通信料金および支払い方法
月額 5 2 5 円(消費税抜き料金 5 0 0 円)
1 年間分、6 3 0 0 円を一括の支払いとします。
ただし、年度途中の加入申し込みにあたっては、契約成立時の翌月から同年度 3 月までの月数による月割計算することとします。
- 手数料
返金手数料:1,050円(消費税抜き料金1,000円)
第 1 4 条第 2 項に基づく払戻し以外にＣＳ障害者放送統一機構が払戻しを行う場合においては、受信契約者は返金手数料を支払わなければなりません。

別表第 3 号(第 1 4 条及び第 1 5 条関係)

有料通信料金の払戻し

有料通信料金の前払い金がある場合には、月額有料通信料金にそれまでの視聴月数を掛けた金額、未払いの料金及び返金手数料を、前払い金額から差し引いて払い戻します。ただし、払戻し金には利息を付しません。

別表第 4 号(第 2 4 条関係)

手数料

受信契約者個人情報の利用目的通知請求及び開示請求
1,050円(消費税抜き料金1,000円)

別表第 5 号(第 2 7 条関係)

有料通信契約に係るＣＳ障害者放送統一機構が保有する加入者受信契約者個人情報の保存期間
契約・利用目的の終了及びそれに付随する業務の終了後 7 年